

河 計 第 1 0 7 7 号

平成 1 5 年 3 月 1 7 日

国土交通省近畿地方整備局

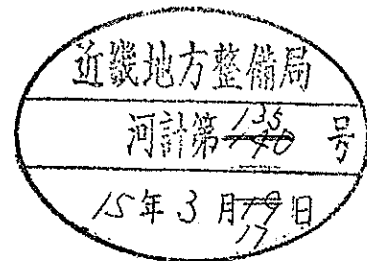
河 川 部 長 様

兵庫県県土整備部長

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）

についての意見照会について（回答）

平成15年2月17日付けで意見照会のありました標記のことについて、別紙のとおり回答します。



淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に対する意見 兵庫県

NO. 1

項 目	意見、修文箇所	理 由	回答部局名
4. 3. 1 洪水 (13ページ) (1) 破堤による被害の回避・軽減 2) 被害ポテンシャル軽減対策 ③ 下流部への流量増大の抑制対策	下流部を追加 ○無堤部 下流への流量増により破堤の危険性を増大させる無堤部築堤は築堤した場合の治水の効果の程度や下流の堤防強化の進捗状況等を踏まえて実施の判断を行う。 ○狭窄部 下流への流量増によって、破堤の危険度を増大させる狭窄部の開削は、治水安全度の上下流バランスや下流の堤防強化の進捗状況等を踏まえ、段階的な整備も含め実施の判断を行う。	無堤部の築堤、狭窄部の開削については、下流の堤防強化のみを実施に向けての判断基準とするのではなく、浸水被害の現状、治水安全度の上下流バランス、改修の効果、下流への影響等を総合的に考慮して判断すべきである。	県土整備部 河川整備課 河川計画課  阪神北県民局
4. 3. 1 洪水 (13ページ) (1) 破堤による被害の回避・軽減 3) 堤防強化対策 ② 応急的な堤防強化	意見 堤防強化の実施にあたっては、堤防強度や治水安全度の上下流バランスに配慮した検討を行い、下流指定区間の改修計画と整合を図るため十分な調整、協議を行われたい。	猪名川の下流指定区間においても水系一環の観点から上流部の直轄区間の堤防強化等の対策と整合した河川改修計画とその進捗を図る必要がある。 また、猪名川下流指定区間においては、JRや国道2号橋梁等の狭隘部があり、これらの改築の難易度がきわめて高いことに加えて、河川管理が左右岸で2府県に分かれるなどのことから高度な調整・協議が必要であるため。	県土整備部 河川整備課 河川計画課
4. 3. 1 洪水 (14ページ) (2) 浸水被害の軽減 1) 狭窄部上流の浸水被害の解消	修文 狭窄部上流の浸水被害に対しては、干流堤防の破堤危険性を増大させるような狭窄部の開削は当面できないことから、 <u>狭窄部下流の治水安全度を損なわない範囲内で、既往最大規模の洪水に対する洪水被害の解消を目標として狭窄部上流における対策を検討する。</u>		県土整備部 河川整備課 河川計画課  阪神北県民局
4. 6. 3 各ダムの整備方針 (27ページ) (4) 丹生ダム	下流部を追加 4) 異常湧水時における緊急水の補給	丹生ダムには異常湧水時における緊急水補給の機能があるため。	県土整備部 河川整備課 河川計画課
4. 6. 3 各ダムの整備方針 (27ページ) (5) 余野川ダム	下流部を追加 1) 猪名川及び下流指定区間における洪水被害の軽減を図る。 4) 既得取水の安定化及び環境保全のための流水の確保	1) 余野川ダムによる洪水被害の軽減効果は、猪名川下流の指定区間である神崎川、左門殿川、中島川にも及ぶものであり、県の河川改修計画と併せた検討が必要であるため。 2) 余野川ダムには流水の正常な機能維持のための流量補給の機能があるため。	県土整備部 河川整備課 河川計画課

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に対する意見 兵庫県

NO. 2

項 目	意見、修文箇所	理 由	回答部局名
5. 2. 5 土砂 (8ページ) (2) 土砂移動の連続性の確保	意見 具体の対策としてどのような対策を行うか記述すべきである。		県土整備部 河川環境室
5. 3. 1 洪水 (16ページ) (2) 河川毎の整備内容 8) 猪名川 ② 浸水被害の軽減	下線部を追加 ○ 狭窄部上流の浸水被害の解消 ・ 銀橋狭窄部における浸水被害対策として、 <u>兵庫県施行の改修事業と併せた一庫ダムの治水機能強化の検討</u>	一庫ダムの治水機能強化の検討については、銀橋狭窄部上流において、現在県が実施中である河川改修事業と併せて行う必要があるため。	県土整備部 河川整備課 河川計画課
5. 4 利水 (22ページ) (4) 既存水資源開発施設の効率的運用による漏水対策の検討・実施	意見 猪名川水系一庫ダムは、平成12年、13年、14年と連続して取水制限が実施されている状況から、5. 4 利水で示された既存ダムの効率的運用について、早急に具体化を検討されるよう要望する。		企画管理部 課長（長期ビジョン担当） 付 水資源担当
5. 4 利水 (22ページ) (4) 既存水資源開発施設の効率的運用による漏水対策の検討・実施	意見 水道は国民の日常生活を維持し、都市活動を支える基幹的な都市施設であり、清浄な水を常に安定して供給する使命を持っている。近年では水道を取り巻く社会環境の変化から、ますます災害や漏水に強い安定した給水が求められている。 しかし、最近の少雨傾向から、猪名川水系ではたびたび漏水に見舞われており、最近の10年間では平成6年、平成7年、平成12年、平成13年、平成14年に河川からの取水制限が実施された。特に平成14年は一庫ダムの貯水率が約8%にまで低下し、河川からの取水も過去最悪の水道、農水ともに40%の制限となった。このため、各水道事業者においても、節水の呼びかけや事業者間の水融通等の対策を行ったが、一部住民に影響が及んだところである。 については、猪名川水系に水源を持つ水道のこのような現状を理解いただき、洪水調節容量の一部を利水活用するなど、第1稿の利水の項にある、一庫ダムの効率的な運用による漏水対策の検討、および早期実施を要望する。		企業庁管理局 水道課
5. 6. 1 既設ダム (27ページ) (9) 既設ダム群の再編成の検討 ・ 一庫ダム	意見 既設容量の再編成にあたっては、一庫ダムについて不特定用水である農業用水の確保についても留意願いたい。		農林水産部 農地整備課
5. 6. 1 既設ダム (27ページ) (9) 既設ダム群の再編成の検討 ・ 一庫ダム	意見 猪名川銀橋上流の多田地区はたびたび浸水被害が生じており、これらの解消を図るため、一庫ダムの治水機能強化について早急な検討・実施を図られるよう要望する。		県土整備部 河川整備課 河川計画課